浄化槽のしくみ

浄化槽は、し尿や生活雑排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設です。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽の2種類があります。

浄化槽法が改正されたことにより、平成13年4月1日からは、浄化槽を新設する場合には、原則として合併処理浄化槽を設置することになりました。また、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとされています。

●浄化槽のしくみ（嫌気ろ床接触ばっ気方式）

汚水がきれいになる秘密

それは、バクテリアなどの微生物によって汚物が食べられ処理されるからです。

微生物は浄化槽の主役です。浄化槽が正しく働くかどうかは、これらの微生物を元気に活躍させせることが大切です。

●浄化槽の中で働く主な微生物●

浄化槽の設置から使用までのルール

昭和60年10月から浄化槽法が全面施行されました。

この法律は浄化槽の設置工事から使用・管理にいたるまでの流れを一つの体系で整備し、設置者が浄化槽を安心して使用できるためのルールを決めたものです。

先ず届出を

浄化槽を設置するときは、設置者が、事前に土木事務所又は保健所へ届出することが、法律で義務づけられています。

届出は、ほとんどの場合施工する工事店が代行してくれますが、全て工事店にまかせることなしに、設置者自身も届出書に記載されている事項に誤りがないか、また土木事務所、保健所にまちがいなく届出されたかどうか確認するようにしましょう。

槽の大きさの選定

使用人員が設計人員をオーバーしていると、放流水質が悪化し、環境保全上よくない結果を生じます。

人槽の選定にあたっては、将来家族がふえることも考慮して、余裕をもたすことが必要です。

正しい施工を

浄化槽を正しく設置するためには、浄化槽の施工に関し専門的知識、技術を有している業者に施工してもらうことが必要です。 **県知事登録を受けた浄化槽工事業者** へ依頼してください。

その他の届出

（1） 浄化槽を使用開始した場合は、浄化槽使用開始報告書の提出が必要です。

（2） 管理者が変わった場合は、浄化槽管理者変更報告書の提出が必要です。

（3） 浄化槽を廃止した場合は、浄化槽廃止の届出が必要です。

浄化槽を正しく使い快適な環境を守るために次の5つのことを忘れずに

① 保守点検を定期的に行うこと。

② 清掃を定期的に行うこと。

③ 水質に関する法定検査を定期的に受けること。

④ 正しい使い方を心がけること。

⑤ 使用上の注意

取扱説明書は必ずお読み下さい。
保証書は必ずご確認下さい。

わが家の浄化槽メモ

浄化槽の型式	
浄化槽の人槽	人槽　　　　㎥
設置年月日	年　　　月　　　日
工事業者名	TEL（　　）
保守点検業者名	TEL（　　）
清掃業者名	TEL（　　）
指定検査機関名	TEL（　　）

1.保守点検とは？

いつも汚水が、正しく分解処理されるように、汚泥（微生物）の管理や槽内の装置·付属機器を点検する仕事です。**県知事登録を受けた浄化槽保守点検業者**へ依頼してください。

保守点検の回数

処理方式		浄化槽の種類	回数
単独	全ばっ気方式	1　処理対象人員　20人以下	3か月に1回以上
		2　処理対象人員　21人～300人	2か月に1回以上
		3　処理対象人員　301人以上	1か月に1回以上
	分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式	1　処理対象人員　20人以下	4か月に1回以上
		2　処理対象人員　21人～300人	3か月に1回以上
		3　処理対象人員　301人以上	2か月に1回以上
	散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		6か月に1回以上
合併	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1　処理対象人員　20人以下	4か月に1回以上
		2　処理対象人員　21人～50人	3か月に1回以上
	活性汚泥方式		1週間に1回以上
	回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1　砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
		2　スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1に掲げるものを除く。）	2週間に1回以上
		3　1及び2以外の浄化槽	3か月に1回以上

2.清掃とは？

清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥等の引出し、その引出し後の汚泥等の調整並びに単位装置の洗浄等、浄化槽の機能を正常に維持するために必要な作業です。

清掃は、**市町村長の許可を受けた、浄化槽清掃業者**に依頼して、確実に実施してください。清掃の回数は、全ばっき方式の浄化槽にあっては、おおむね6か月ごとに1回以上その他の浄化槽にあっては、年1回以上と決められています。長い間清掃をしないと、十分な処理ができないので、悪臭や汚水を流す原因となります。清掃後は、必ず槽を満水にしてから使用してください。

3.水質に関する法定検査とは

浄化槽の設置者（管理者）は、浄化槽の設置状況や維持管理状況について、検査を受けることが、浄化槽法で義務づけられています。

法定検査は、**新潟県知事の指定した検査機関の検査員又は採水員**が、現場に出向いて、浄化槽の作業状況、水質検査、管理記録簿等の書類検査を実施します。

なお、県では、20人槽以下の浄化槽については、平成18年2月1日から、検査内容と方法の一部を変更し（効率化11条検査）、受検していただくこととなりました。

効率化11条検査では県が認めた講習会を受講した採水員が検査にお伺いします。法定検査は必ず受検するようにしましょう。

〈指定検査機関〉

名称・代表者・所在地	検査地域
(財)新潟県環境衛生研究所 理事長　星野　光良 燕市吉田東栄町八番一三号 ☎〇二五六ー九三ー四五〇九	新潟市（旧黒埼町、旧岩室村、旧西川町、旧巻町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域に限る。）、長岡市（旧中之島町及び旧三島町の区域に限る。）、三条市、加茂市、見附市、村上市、燕市、佐渡市、岩船郡、西蒲原郡、南蒲原郡及び三島郡の区域
(財)下越総合健康開発センター 理事長　星野　邦夫 新発田市本町四丁目一六番八三号 ☎〇二五四ー二四ー一一四五	新潟市（旧豊栄市の区域に限る。）、新発田市、阿賀野市、胎内市及び北蒲原郡の区域
(財)新潟県環境分析センター 理事長　猪俣　勝一 新潟市祖父興野五三番地一 ☎〇二五ー二八四ー六五〇一	新潟市（旧豊栄市、旧黒埼町、旧岩室村、旧西川町、旧巻町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域を除く。）、五泉市、南魚沼市、東蒲原郡及び南魚沼郡の区域
(社)新潟県環境衛生中央研究所 理事長　田口　忠男 長岡市新産二丁目一二番地七 ☎〇二五八ー四〇ー七一五一	長岡市（旧中之島町、旧三島町及び旧栃尾市の区域を除く。）、柏崎市、小千谷市、魚沼市、北魚沼郡及び刈羽郡の区域
(社)県央研究所 理事長　高野　雅志 三条市大字吉田一四一一番地甲 ☎〇二五六ー三四ー七〇七二	十日町市（旧松代町及び旧松之山町の区域を除く。）、長岡市（旧栃尾市）及び中魚沼郡の区域
(財)上越環境科学センター 理事長　木浦　正幸 上越市大字下門前一六六六番地 ☎〇二五ー五四三ー七六六四	十日町市（旧松代町及び旧松之山町の区域に限る。）、糸魚川市、妙高市及び上越市の区域

〈検査料金〉

浄化槽の規模(人槽) ＼ 区分	設置後等の水質検査 浄化槽法第７条	定　期　検　査 （浄化槽法第11条）
5人～　10人	11,200　円	3,700　円
11人～　20人	12,600　円	
21人～　50人	12,600　円	8,600　円
51人～　200人	18,800　円	12,600　円
201人～　500人	23,600　円	16,000　円
501人～2000人	26,600　円	18,800　円
2001人以上	31,000　円	22,000　円

4.正しい使い方とは

トイレでは…

水はきちんと流してください。

使用水量が少ないと途中でつまったり浄化槽の働きが悪くなります。
使用の都度、きめられた量を流しましょう。(1人1日50ℓ位)

薬品類は使わないでください。

便器の掃除のさい劇薬や洗浄剤、洗剤等を使いますと、浄化槽の大切な微生物が死んでしまいます。

専用のトイレットペーパーをお使いください。

タバコの吸いがら、生理用品等は絶対に入れないでください。

浄化槽では…

危ない！

マンホールのふたはいつもしっかりしめておきましょう。(危険防止のため)

放流水は必ず消毒を！

消毒薬は定期的に補給し切れることのないように注意してください。

マンホールの上に物を置かないで！

点検、清掃や検査のときに不便です。

通風装置はふさがないでください。

腐敗型の浄化槽は空気が通るようになっているので、出入口をふさがないように注意してください。

電源は絶対に切らないでください。

ばっ気型浄化槽で電源を切ると微生物が死んで処理ができなくなります。

故障です。すぐに連絡を！

故障や異常が発生した場合は直ちに専門業者に連絡し処置してください。

管理の記録は大切に！

清掃や検査の記録はまとめてわかり易い場所に保管しましょう。

○保守点検の記録
○法定検査の記録
○清掃の記録
その他パンフレット等、すぐ取り出せるようにしましょう

「使用上の注意」

取扱説明書は必ずお読みください。
保証書は必ずご確認ください。
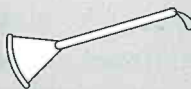
○お読みになった後は、いつでも見られる場所に保管してください

こんな時にはこんな処置を

区分	型式	症状	原因	処理
単独処理浄化槽	●分離ばっ気方式 ●分離接触ばっ気方式	悪臭がする	① 電源(コンセント)がはずれている。	コンセントを差し込む。
			② 清掃時期が過ぎている。	(場合によっては清掃する。) 清掃業者に依頼する。
			③ ブロワのベルトが切れているかゆがんでいる。 ④ ブロワやモーターが故障している。 ⑤ 送気管が破損している。 ⑥ 送気量が少ない。	保守点検業者等にみてもらう。
			⑦ 薬品や洗剤を使用した。	清掃業者に依頼する。
			⑧ 医薬品(抗生物質等)を常用している人がいる。 ⑨ 微生物(汚でい)が生成されていない。	保守点検業者等にみてもらう。
小型合併処理浄化槽	●分離接触ばっ気方式	汚物が流れ出る	上記のうち主に ①②③④⑤⑥	上の処理欄にならって清掃するか 保守点検業者等にみてもらう。
	●嫌気ろ床接触ばっ気方式	便器が詰まって流れない 排水管が詰った	などの場合はラバーカップで詰りをとるか 保守点検業者等へお問い合わせ下さい。	